

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表」

2026年1月改訂（前回改訂 2025年1月）
(下線部変更)

新	旧
第2章 未成年者口座の管理 第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の<u>第16条から第18条、第20条および第26条第1項</u>を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理するものとします。</p>	第2章 未成年者口座の管理 第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の<u>第15条から第17条、第19条および第25条第1項</u>を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理するものとします。</p>
第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 1. (現行通り) 2. (現行通り) ① (現行通り) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 ③ (現行通り)	第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 1. (省 略) 2. (省 略) ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。） ③ (省 略)
第10条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 1. (現行通り) 2. 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止するものとします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日	第10条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) (省 略) (新 設)
第12条 (継続管理勘定等への移管) 1. (現行通り) 2. 前項の場合において、お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を当	第12条 (継続管理勘定等への移管) 1. (省 略) 2. 前項の場合において、お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を_

新	旧
<p>社が定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管するものとします。</p> <p style="text-align: center;">第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>第18条(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>(現行通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (現行通り) ② 当該上場株式等の第16条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ～ホ (現行通り) ③ (現行通り) <p>第19条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日 	<p>年経過日の属する年の当社が定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管するものとします。</p> <p style="text-align: center;">第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>第18条(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (省 略) ② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ～ホ (省 略) ③ (省 略) <p>第19条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>(省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 その他の通則</p> <p>第28条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>1. 2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなしつつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p> <p>第29条(本契約の解除)</p> <p>(現行通り)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 その他の通則</p> <p>第28条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>1. 2024年以後の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなしつつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p> <p>第29条(本契約の解除)</p> <p>(省 略)</p>

新	旧
<p>① (現行通り)</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号ト に規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じ た場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項<u>第 1 号</u>の規定によりお客様が「未成年者口座廃止 届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ <u>第 19 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座</u> <u>を開設している場合 租税特別措置法第 37 条の</u> <u>14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成</u> <u>年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた</u> 日</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有 する非居住者に該当しないこととなった場合（お客 様が出国の日の前日までに第 13 条第 1 項の「出国 移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出 国した場合を除きます。） 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項<u>第 1 号</u>の規定により「未成年者 口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた 日（出国日）</p> <p>⑥～⑧ (現行通り)</p> <p>この約款は、<u>2026 年 1 月 5 日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号ト に規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じ た場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出 書」を提出したものとみなされた日</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有 する非居住者に該当しないこととなった場合（お客 様が出国の日の前日までに第 13 条第 1 項の「出国 移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出 国した場合を除きます。） 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口 座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤～⑦ (省 略)</p> <p>この約款は、<u>2025 年 1 月 6 日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>